二の三　申請又は通知に係る建築物が建築士法第二十条の三の規定の適用を受ける場合にあっては、施行規則別記第二号様式による申請書の第二面及び施行規則別記第三号様式による建築計画概要書の第一面又は施行規則別記第四十二号様式による通知書の第二面に記載された設備設計一級建築士である旨の表示をした者が、建築士法第十条の二第四項に規定する設備設計一級建築士であることを次に掲げる方法のいずれかにより確かめること。

イ　一級建築士名簿により確かめる方法

ロ　申請者等に対し建築士法第十条の二第一項に規定する設備設計一級建築士証（同法第十条の四第一項の規定により中央指定登録機関が交付するものを含む。）の提示を求め、当該設備設計一級建築士証により確かめる方法

第三第二項第二号中「にあっては」を「で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは」に改め、「ことを」の下に「次に掲げる方法のいずれかにより」を加え、同号に次のように加える。

イ　建築士名簿により確かめる方法

ロ　当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

第三第三項各号列記以外の部分中「申請等に係る建築物等」を「申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第三において「申請等に係る建築物等」という。）」に改め、同項第二号中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第五号」に改める。

第四第二項第二号中「にあっては」を「で直前の確認又は中間検査の申請の日以降に設計者又は工事監理者に変更があったときは」に改め、「ことを」の下に「次に掲げる方法のいずれかにより」を加え、同号に次のように加える。

イ　建築士名簿により確かめる方法

ロ　当該建築物に係る申請者又は通知をした国の機関の長等に対し建築士免許証等の提示を求め、当該建築士免許証等により確かめる方法

第四第三項中「申請等に係る建築物等」を「申請又は通知に係る建築物、建築設備又は工作物（以下第四において「申請等に係る建築物等」という。）」に改め、同項第二号中「第四条の八第一項第五号」を「第四条の八第一項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百三十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する第四条の二十五第九号の規定に基づき、この告示を制定する。

平成二十五年五月三十日　国土交通大臣　太田　昭宏

建築基準法施行規則の規定により講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十七及び第四条の三十九において準用する第四条の二十五第九号の規定に基づき、講義を受講した者と同等以上の知識を有する者として国土交通大臣が定める者及び国土交通大臣が定める科目を次のように定める。

第一　登録昇降機検査資格者講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特殊建築物等調査資格者である者	建築学概論
建築設備検査資格者である者	建築学概論
建築設備士である者	建築学概論

第二　登録建築設備検査資格者講習の講義を受講した者と同等以上の知識を有する者は、次の表の上欄に掲げる者とし、国土交通大臣が定める科目は、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目とする。

同等以上の知識を有する者	科目
特殊建築物等調査資格者である者	建築学概論
昇降機検査資格者である者	建築学概論
建築設備士である者	建築設備定期検査制度総論
	建築学概論
	建築設備に関する建築基準法令
	建築設備の耐震規制、設計指針
	換気、空気調和設備
	排煙設備
	電気設備
	給排水衛生設備

附　則

この告示は公布の日から施行する。

○海上保安庁告示第百十八号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十五年五月三十日　海上保安庁長官　北村　隆志

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　海上保安庁海洋情報部　東京都江東区青海二丁目五番十八号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三八度五三分一七秒東経一四三度二一分四四秒の地点を中心とする半径一・五海里の円によって囲まれる区域内

(ロ)　北緯三八度三八分一一秒東経一四三度一五分四八秒の地点を中心とする半径一・四海里の円によって囲まれる区域内

(ハ)　北緯三八度四分五七秒東経一四二度五四分五九秒の地点を中心とする半径一・一海里の円によって囲まれる区域内

(ニ)　北緯三八度九分一秒東経一四二度二六分の地点を中心とする半径〇・七海里の円によって囲まれる区域内

(ホ)　北緯三七度九分五七秒東経一四二度四分五九秒の地点を中心とする半径〇・九海里の円によって囲まれる区域内

(ヘ)　北緯三五度三〇分一三秒東経一四一度四〇分一四秒の地点を中心とする半径一海里の円によって囲まれる区域内

(ト)　北緯三八度四三分一二秒東経一四三度三八分三六秒の地点を中心とする半径二・一海里の円によって囲まれる区域内

(チ)　北緯三八度一八分東経一四三度二九分の地点を中心とする半径二海里の円によって囲まれる区域内

(リ)　北緯三八度一六分東経一四三度四八分の地点を中心とする半径三・二海里の円によって囲まれる区域内

(ヌ)　北緯三八度一分一二秒東経一四三度三二分の地点を中心とする半径二・六海里の円によって囲まれる区域内